

## 全弁協セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード特約

### 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が全国弁護士協同組合連合会と提携して発行するクレジットカードを全弁協セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)と称します。

### 第2条(カードの発行)

(1)全国の各弁護士協同組合の組合員の方で、本特約とセゾンカード規約(セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則を含む)を承認し、当社に入会のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

(2)本会員のご家族又は本会員が代表者を務める法人の役員もしくは従業員のうち本会員が、セゾンカード規約及び本特約に基づき生じる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ、本会員の代理人として当社にカード利用のお申込みをされ、当社がご利用を承諾した方(以下「追加会員」といい、本会員との総称を「会員」という)に追加カードを発行いたします。この場合、セゾンカード規約における「家族会員」及び「家族カード」は、それぞれ「追加会員」及び「追加カード」と読み替えるものとします。

### 第3条(キャッシングサービス)

本カードについては、セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものといたします。

### 第4条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第5条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。